

令和7年度高校特色づくり推進事業(課題解決型学習)委託業務に係る仕様書

1 事業名称

令和7年度高校特色づくり推進事業(課題解決型学習)

2 委託事業の目的

これからの変化の激しい時代を生きる子どもたちには、知識・技術を習得するだけでなく、それをもとに「自分で考え、判断し、表現し、実際の社会で役立てる力」が求められており、生徒が、正解のない問いに取り組む「課題解決型学習」を行うことで、「生きる力」を育む。

3 事業対象校・対象人数

(1) 尼崎市立尼崎双星高等学校(対象人数 200 名)

(2) 尼崎市立琴ノ浦高等学校(対象人数 40 名)

上記(1)、(2)の対象人数は上限であり、実際の対象人数とは異なる場合があります。

4 事業実施期間及び場所

(1) 実施期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(2) 実施場所

尼崎市立尼崎双星高等学校(尼崎市口田中 2-8-1)

尼崎市立琴ノ浦高等学校(尼崎市北城内47-1)

5 事業委託内容

(1) 課題解決型学習の学習内容については、受託者が企画・提案するプログラム等の中から、受託者と委託者及び各事業対象校の教員等との協議により決定し、各校の特色や実態に応じた内容とすること。

(2) 課題解決型学習は事業対象校における「総合的な探究の時間」の教育課程に則した内容で行うこととし、学習内容の詳細については、実施前に受託者と委託者及び各事業対象校の教員等とで協議の上決定すること。

(3) 受託者は委託契約締結後に指導者用資料の提供や教員向けの導入研修等の教員へのサポートを図ること。

(4) 受託者は、学習の流れや目標等が記載された課題解決型学習の教材を人数分作成し、その教材の紙媒体や電子媒体を委託者に提出すること。

(5) 受託者は、委託者及び各事業対象校の教員等の要望に応じて、対象生徒の学習成果を発表する機会の設定に協力すること。

(6) 受託者は、課題解決型学習の実施内容を踏まえて本事業の成果検証を行い、委託者に報告書を提出すること。報告書の内容については、委託者と協議の上決定すること。

6 支払条件

(1) 委託業務完了後、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に一括払とする。

(2) 委託契約額については、各校人数の減に応じて減額に応じること。ただし、減額金額については、委託者と協議の上決定するものとする。

7 その他

(1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、定めるものとする。

(2) 委託者が貸与又は用意するものを除き、必要なものについては受託者が用意すること。

(3) この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者がその費用を負担

するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

8 担当者

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 山口・泰中・保田

住所:尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

電話:06-4950-4710 (対応時間:土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

ファックス:06-4950-5658

以 上